



厚生労働省福島労働局発表
平成 23年 5月 6日

※ 地震関連第70報

担
当

福島労働局職業安定部職業対策課
課長 羽曾部 金光
課長補佐 岩見 竹志
電話 024-529-5096

福島原子力発電所の影響により事業所を移転する 事業主の皆様へ

「警戒区域」又は「計画的避難区域」に所在する事業所の事業主の方については、雇用調整助成金の対象とはなっておりませんが、事業所の移転は実現していないものの、当該区域外での事業活動を目指して活動を行っている場合について、雇用調整助成金の支給対象となることになりました。

詳しくは、別添リーフレットをご覧ください。

福島原子力発電所の影響により
事業所を移転する事業主の皆さまへ

「警戒区域」又は「計画的避難区域」に所在する事業所の事業主の方で、事業所の移転は実現していないものの、当該区域外での事業活動を目指して活動を行っている場合（事業所を移転し事業を継続している場合も含まれます。※1、2）、雇用調整助成金の支給対象となります。

※1 すでに当該区域外に事業所を移転し、事業を継続している場合、事業再開に向けた活動を行っていた時期も雇用調整助成金の支給対象になります。

〈例〉 計画的避難区域に所在していたA事業所が、4月1日より移転準備を開始し、5月15日に区域外へ移転した場合

4月1日～5月14日の移転準備期間と5月15日以降の移転後の期間が対象となります。

※2 屋内退避指示がなされた地域に所在する事業所の事業主の方が、屋内退避指示の解除前又は緊急時避難準備区域の指定前に当該区域外での事業継続を目指して活動を行っていた場合も同様に扱います。

この取扱いは、事業再開に向けた活動を開始した日以降の適用になります。

詳しくは、

お近くのハローワーク又は福島労働局職業対策課（TEL024-529-5409・5438）
にお問い合わせください。



福島労働局・公共職業安定所（ハローワーク）